

京都市上下水道局告示第3号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成28年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 委託の相手

大阪府大阪市淀川区西中島三丁目9番12号 空研ビル
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 支店長 中村 利昭

2 委託の範囲

- (1) 水道メーターの点検事務（平日開閉栓作業に伴う水道メーターの点検事務等）
- (2) その他前号に付帯する事務

3 委託する地域

北区（平成28年4月1日から平成29年3月31日までは、京都市地域水道条例第1条第2項に定める給水区域を除く。）、上京区及び中京区

4 委託の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

（上下水道局総務部お客さまサービス推進室）